

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

奄美市農業委員会

第 1 1 回定例総会議事録

署名委員 泉 義 昭

署名委員 日高 千夏

奄美市農業委員会第 1 1 回定例総会議事録

1. 招集日時 令和 5 年 1 1 月 2 4 日(金) 午前 9 時 3 0 分～

2. 招集場所 市役所 5 階 会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚昭三十

4. 欠席委員 0 名

5. 議事に参与した者

事務局次長 勝 裕 美

笠利支所主幹兼分室長 中村 幸信 笠利支所主幹 竹山 和幸

住用会計任用職員 朝井 光徳

6. 報告事項

- ・ 1 2 月の総会日程について
- ・ 研修生と語る会について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第70号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第71号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第72号	非農地の認定について
議案第73号	奄美市農用地利用集積計画（利用権設定の合意解約）の決定について
議案第74号	奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
議案第75号	奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構の合意解約）の決定について
議案第76号	奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について

議長	(岸田 会長) ただいまの出席委員は１６人、欠席者は０名であります。 総会は成立いたしました。 これから、令和５年第１１回定例総会を開会いたします。 それでは、議事日程に入ります 日程第１ 会議録署名委員の指名を行います。 本総会の会議録署名委員には、２番 泉 委員と３番 日高 委員のお二人を指名いたします。 日程第２ 会期の決定を議題といたします。 本日の総会は日程通知のとおり議案第７０号から議案第７６号までの７件を予定しております。 お諮りいたします。 会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、本総会の日程は本日１日と決定いたしました。 本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。 日程第３ 議案第７０号 農地法第３条の規定による許可申請、No.４１～No.４２についてを議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。 (勝 次長) 議案第７０号の３条許可申請について １ページをお開き下さい。 今月の農地法第３条の許可申請は２件でいずれも贈与の申請でございます。
事務局	

	2 ページをお開き下さい。 NO. 4 1 は、譲渡人が所有する名瀬勝字前勝前の農地につきまして農地区分は第 1 種農地であります。 譲渡人の 1 筆の農地の面積は 1 , 3 2 0 m²で贈与による所有権移転の申請となります。 また、農地取得後は、主にタンカンを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。 1 3 ページをお開き下さい。 NO. 4 2 は、譲渡人が所有する小宿字浜田の農地につきまして農地区分は第 1 種農地であります。 譲渡人の 1 筆の農地の面積は 1 5 2 m²で贈与による申請となります。 また、農地取得後は、野菜を栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。 以上 2 件でございます。 議長 (岸田 会長) 本案に対する担当調査委員による調査意見の報告について、調査報告の前にNo. 4 1 について私の調査報告があるため、議長を会長代理に進行を任せます。 (議 長 交 代) 議長 (榮 会長代理) No. 4 1 につきましては私の方から総会進行を行いますので御協力の程よろしくおねがいします。 それではNo. 4 1 について調査報告お願いいたします。 9 番 (岸田 委員) 譲受人についての説明 農地法第 3 条の規定によるNo. 4 1 の譲受人について調査報告を致します 8 ページをご覧ください。1 1 月 2 0 日、午前 1 1 時に譲受人を申請地横の畑で見かけたのでお話しと現地確認を致しました。 今回の申請地は元々、譲受人の従弟が所有で譲渡人が購入した土地だそうです。 譲受人は隣の畑で耕作しており、もう歳で耕作がきつくなってきたから譲り受けてほしいと譲受人から相談され今回の申請になったそうです。
--	---

1 2 番	(山田 委員)) 譲渡人についての説明 農地法第3条の規定による許可申請、No.4 1の件について報告致します 1 1月2 2日、午後2時3 0分頃、譲渡人宅へ訪問し聞き取りを致しました。 許可を受けようとする土地の所在等は記載通りで間違いありません。 対価は贈与であります。この土地は元々、譲受人の従弟の土地を購入して譲渡人が植物園をしていましたのでそのために使っていて、譲受人の土地は隣同士でかねてから、自分が使わなくなったら譲りますからねと話していたので、植物園もやめて使わなくなつたので贈与しますとの話のようです。 以上、ご報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。
9 番	(岸田 委員) 土地についての説明 土地について説明致します。 譲受人と会った1 1月2 0日午前1 1時頃、譲渡人が普段から草刈り等の管理がされており、すぐにでも耕作できる状態でした。 農地法第3条の調査書、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告致します。 ご審議の程よろしくお願い致しますとの事でした。 以上です。
議長	(榮 会長代理) それではNo.4 1に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第7 0号 農地法第3条の規定による許可申請、No.4 1については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 会長の調査報告が終了いたしましたので議長を交代いたします。 (議 長 交 代)
議長	(岸田 会長) それではNo.4 2について担当調査委員から報告をお願いします。

6 番	(西 委員) 譲受人についての説明 農地法第3条の規定による許可申請No.42について、11月20日月曜日、小宿の申請地で譲受人にお話を伺うことが出来ました。 譲受人は農地を贈与後、野菜を栽培したいということです。草刈機1台は持っているとのこと。 土地の地番、面積とも間違いのないということです。
6 番	(西 委員) 譲渡人についての説明 11月22日水曜日、午後5時30分頃、譲渡人の自宅の方でお話を伺いました。 譲渡人と譲受人の関係は従弟の娘婿ということで譲受人に畑を贈与しますということです。 土地の地番、面積とも間違いのないということです。
6 番	(西 委員) 土地についての説明 土地について19ページから21ページにありますように小宿中から100m行ったところにあり道路よりも下がった畑です。申請地は譲渡人のおばさんが10年以上前農業していた畑で今では背丈ほどの草が生えていました。 農地法第3条の調査書、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告致します。 以上です。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請、No.42については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 日程第4 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請No.23～No.26について議題といたします。

事務局	事務局に議案の朗読と説明を求めます。 (勝 次長) 議案第 7 1 号 5 条の許可申請について 2 4 ページをお開き下さい。 今月の 5 条申請は 4 件でいずれも売買の申請でございます。 2 5 ページをお開き下さい。 No. 2 3 につきましては、9 月の総会で承認されました 2 件の土地と今回、隣接地となる農地が申請となります。 今回は 9 月総会時に承認した土地と隣接し土地をあわせた事業変更計画書を提出する予定であります。 改めて、今回の申請内容といたしましては 1 筆の農地面積 4 6 5 m²であります。 申請内容は宿泊施設、管理事務所、飲食店などを建設するための売買による所有権移転でございます また、申請地は小湊集落内接続してはいるものの、周辺は農地等が点在していることから農地区分は第 2 種農地であります。 4 0 ページをお開き下さい。 No. 2 4 につきましては、渡し人の所有する奄美市名瀬仲勝町、他 1 筆について農地面積 8 5 1 m²を譲受人が貸駐車場にするための売買による所有権移転でございます 農地区分につきましては申請地の周辺は住宅地であり、都市計画区域内であることから第 3 種農地であります。 No. 2 5 の 5 5 ページ、No. 2 6 の 6 6 ページをお開き下さい。 No. 2 5、No. 2 6 につきましては譲受人が 1 人で譲渡人がそれぞれ違うため別々の申請であります。 内容が同様のため一緒に説明したいと思います。 まず、始めに No. 2 5、No. 2 6 についてはそれぞれ始末書が添付されてお
-----	---

	ります。 令和２年の７月の総会において農地法５条において一般住宅と貸家で許可をいたしました。その後、進捗状況報告が提出されておらず、新たに申請ということになりました。 No. 25とNo. 26につきましては隣接地であり、２筆の農地面積の合計372㎡に一般住宅を建設するための売買による所有権移転でございます。 農地区分につきましては申請地の周辺は住宅地であり、都市計画区域内であることから第３種農地であります。 以上４件でございます。 (岸田 会長) 議長 本案に対する担当調査委員による調査意見の報告について、調査報告の前にNo. 23について私の調査報告があるため、議長を会長代理に進行を任せます。 (議 長 交 代) (榮 会長代理) 議長 No. 23につきましては私の方から総会進行を行いますので御協力の程よろしくおねがいします。 それではNo. 23について調査報告お願いいたします。 (竹山 主幹) 譲受人についての説明 笠利事務局 農地法第５条の規定によるNo. 23について、調査報告を致します。 11月15日水曜日、午後３時に譲受人と電話でお話を聞くことが出来ました。 譲受人は宿泊施設。食堂建設を行うことが目的の申請と言うことです。 今回、申請された土地は９月に申請された土地の隣接地であり用地交渉のずれで今回の申請に至ったとのことであります。 皆様のご審議をお願いします。 3 番 (日高 委員) 譲渡人についての説明 11月21日午前９時、申請地にて譲渡人に現地へきてもらい岸田委員と合同調査をしました。 譲渡人は、昔は耕作していましたが相続してからは耕作していないと言
--	---

9 番 議長 議長 1 番	うことでした。 周りの農地も遊休地化しており隣の農地も 9 月総会にて 5 条申請許可が承認されています。 今回の申請もそれに伴った申請であります。 また、集落内の狭小農地であり囲繞地で今後、耕作するのは困難なため売買に応じた次第です。 申請内容、売買価格等に相違はありませんとのことでした。 (岸田 委員) 土地についての説明 農地法第 5 条の規定による、No. 2 3 の土地について調査報告を致します 1 1 月 2 1 日、午前 9 時に日高委員と譲渡人と現地で話しを伺いました 3 3 ページをお開き下さい。場所は小湊集落奥の漁港近くにあり申請地は写真のように一部、木とススキ等で荒れていて事前着工もされていませんでした。 以上です。 委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。 (榮 会長代理) それではNo. 2 3 に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第 7 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請、No. 2 3 については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 会長の調査報告が終了いたしましたので議長を交代いたします。 (議 長 交 代) (岸田 会長) それではNo. 2 4 ～ 2 6 について担当調査委員から報告をお願いします。 No. 2 4 お願いします。 (濱手 委員) 譲受人についての説明
---	---

	農地法第5条の規定による許可申請書No.24について調査報告を致します。 11月20日午前9時頃、電話で社長の現在の状況を確認しましたところ出張中とのことでしたが、社長の姉がこの件についてわかるとの事で話しを聞くことができました。 この書面については間違いのないとのことでした。 この土地の面積851㎡、買入れ価格〇〇円は1坪あたり〇〇円になりますが、間違いはないですかとお聞きしたところ、間違いのないとの事でした。 この申請書の許可が下り次第すぐにでも使用したいとの事です。 土地は現況のままで重機等が駐車できるのでなるべく早く使用したいとの希望がありました。現在、主に〇〇に貸し出ししているとのことですので、報告いたします。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法5条の規定によるNo.24について、調査報告を致します。 11月15日水曜日、午後3時11分に譲渡人と電話でお話を聞くことができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いはないとのことでした。 皆様のご審議をお願いします。
13番	(田中 委員) 土地についての説明 議案71号、農地法5条の規定による許可申請No.24の土地について調査報告いたします。 11月15日、午後1時30分現地を確認しました。 43ページをご覧ください。 場所は有屋町と仲勝町の境目の土地で周りは住宅に囲まれております。現在、背丈ほどの雑草が生えており不動産会社の売地看板が立っている状況で、事前着工はありません。 生産性の低い畑であり、農業には向いていない土地と判断致します。 以上、報告いたします。
議長	(岸田 会長) No.25、No.26関連性がありますので重複している調査については一緒に調査報告をお願いします
13番	(田中 委員) No.25、26同一人物のため、譲受人についての説明 議案71号農地法5条の規定による許可申請No.25、No.26の譲受人について調査報告致します。 11月15日午後1時、現地で会い話しを聞くことが出来ました。 土地の所在等書類の記載内容に間違いのないとの事でした。また、土地の価格はNo.26と共に〇〇円で、土地代で合計〇〇円とのことでした。

1 2 番	(山田 委員) No.2 5 の譲渡人についての説明 農地法 5 条の規定による許可申請、No.2 5 の件について調査報告致します。 1 1 月 2 1 日午後 1 時 3 0 分頃、電話にて譲渡人に聞き取りを致しました。 許可を受けようとする土地の所在、地目、面積等は記載通りで間違いのないとのことでした。対価は〇〇円であります。 私が報告すべきかわかりませんが、No.2 6 の譲渡人の土地と合わせて二つの土地の上に一軒の家を建てるようです。 以上、ご報告致します。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
1 3 番	(田中 委員) No.2 6 の譲受人についての説明 議案 7 1 号農地法 5 条の規定による許可申請、No.2 6 の譲受人について調査報告致します。 1 1 月 1 4 日午後 4 時 3 0 分頃、譲渡人の自宅にて話しを聞くことが出来ました。 土地の所在等、書類の記載内容に間違いのないとの事でした。 この土地は令和 2 年 7 月に 5 条申請で貸家の建設で許可を受けていましたが、始末書にもあるように、建築資材高騰などの影響で事業を遂行することが出来ずにいたところ、今回の売却の話があり手放そうかなと言うことになったそうです。 以上、ご報告致します。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
1 3 番	(田中 委員) No.2 5、2 6 の土地についての説明 土地についてNo.2 5、2 6 一緒に報告させていただきます。 5 9 ページをご覧ください。国道 5 8 号浦上のレストランから少し入った場所です。2 筆を購入し 1 軒の住宅を建設する予定です。 現在は地面が見えるくらいの雑草が生えている程度で事前着工はしておりません。周りは住宅に囲まれて生産性の低い畑であり、農業に向いていない土地と判断します。 以上、報告致します。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

事務局 議長	本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第 7 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請、No. 2 4 ～No. 2 6 について審議の結果これを承認することに決定いたしました。 日程第 5 議案第 7 2 号 非農地の認定についてNo. 2 2 ～No. 2 3」を議題といたし ます。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 (勝 次長) 議案第 7 2 号 非農地証明願いについて 7 7 ページをお開き下さい。 今回の申請は笠利が 2 件の申請です。 7 8 ページをお開き下さい。 No. 2 2 につきましては奄美市笠利町大字和野の 1 筆で 3 1 0 m²の申請で あります。 8 1 ページの案内図から空港線から和野集落の信号機を左へ市道赤木名 線沿いにある箇所が申請地となります。 8 3 ページをお開き下さい。 No. 2 3 につきましては奄美市笠利町大字須野の 1 筆で 7 2 9 m²の申請で あります。 8 6 ページの案内図から万屋赤木名線をあやまる岬へ行く先にあり道沿 いにある家が申請農地であります。 また、8 8 ページにつきましては始末書を添付しております。 以上 2 件でございます。 (岸田 会長) 本案に対する担当調査委員による報告をお願いします。
--	--

7 番	まず、No.22からお願いします。 (里 委員) 願出人についての説明 議案72号非農地の認定についてNo.22の申請人についてご報告をさせていただきます。10月16日午前10時、笠利分室の中村さんと竹山主幹と農業委員の朝さんと自分と推進員の岩元さんと申請者と申請地において農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。申請者は奄美市の消防職員として笠利分署で勤務をしているとの事でした。申請地は60年以上、耕作放棄地となっており使用していないとの事です。申請のとおり間違いはないとの事でした。ご審議の程よろしくお願いいたします。
5 番	(朝 委員) 土地についての説明 11月16日午前10時頃、里委員、岩元委員、中村室長、竹山主幹、私と5名で申請人立ち合いのもと現地を確認しました。 79ページをご覧ください、申請地の西側は市道赤木名和野線で南、東側は農道です。北側はサトウキビ畑となっています。 申請地は市道より2m程高台にあります、不整地で長年耕作されておりません 82ページの写真にありますように、直径30cm程の雑木や草木が繁殖しておりました。 今後も、農業に困難な土地だと思います。 以上、報告致します。
議長	(岸田 会長) No.23お願いします。
15 番	(大瀬 委員) 願出人についての説明 非農地証明願、No.23願出人について調査報告いたします。 11月17日木曜日、午前9時に私と笠利分室の中村室長、竹山主幹、推進員の福さん4名、現地で待ち合わせをして、願出人と会い話を伺いました。 108ページの始末書に書かれているように旦那さんが、平成9年に転用許可が必要と知らずに家を建てたということでした。
15 番	(大瀬 委員) 土地についての説明 110ページの写真のように家が建っています。農地への復元は困難と思います。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第 7 2 号 非農地の認定について No. 2 2 ～ No. 2 3 については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第 6

議案第 7 3 号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定についてと議案第 7 4 号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について議題といたします。

なお、議案 7 4 号において日高委員の案件がありますので一時退席の程をお願いいたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（勝 次長）

議案 7 3 号 農用地利用集積計画（合意解約）の決定と

議案 7 4 号 農用地利用集積計画の決定について

9 3 ページの総括表、9 4 ページの終期管理表をお開き下さい。

議案 7 3 号合意解約につきましては名瀬地区が 1 件で 1, 4 1 9 m²、笠利地区が 1 件で 8, 4 2 0 m²、合計で 9, 8 3 9 m²となっています。

9 4 ページの終期管理表をご覧ください。

解約の理由につきまして説明報告いたします。

名瀬地区の西仲勝の 1 筆の解約につきましては今後、農地中間にて契約をするための解約となります。

笠利地区による解約理由といたしましては名瀬地区と同様に今後、農地中間にて契約をするための解約となります。

議長

９９ページの総括表１００ページの終期管理表をお開き下さい

議案７４号利用権につきましては名瀬地区の６件７筆、３，６６４㎡、と住用地区の１件２筆、４，３９３㎡を利用権設定するものです。

名瀬地区における１年契約につきましては農林水産課が所管する施設の促進ハウスの契約における利用権設定です。

また、住用地区における契約期間につきましては当初、１０年契約する予定でありましたが提出する書類遅れのため９年９ヶ月となった次第です。

以上、議案７３号、７４号の説明でございます。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていることを報告いたします

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第７３号～７４号の決定について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第７

議案第７５号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について、と議案第７６号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について議題といたします。

なお、議案７６号において中棚委員、野崎委員の案件がありますので一時退席の程をお願いいたします。

事務局	事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 (勝 次長) 議案 7 5 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構） 合意解約の決定と 議案 7 6 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構） の決定について 1 0 5 ページの総括表をお開き下さい。 議案 7 5 号の農地中間管理機構の合意解約につきましては笠利地区が 1 件、1 筆の 1, 0 9 9 m²であります。 解約理由といたしましては隣接している農地がサトウキビの薬剤散布の際に契約している農地の牧草に付着するため肉用牛に影響があるということから解約となった次第です。 1 0 9 ページの総括表をお開き下さい。 議案 7 6 号の農地中間管理機構による利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が 5 件で貸人 2 人に対し借り人が 2 人で 5 筆でございます。面積は 2, 6 9 5 m²でございます。 笠利地区につきましては 1 4 件で貸人 5 人に対し借り人が 6 人で 1 4 筆でございます。面積は 2 5, 1 2 0 m²でございます。 1 1 2 ページの管理表の整理番号 1 4 番につきましては農地中間にて解約した農地を耕作者名変更のため契約しております。 以上であります。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第75号～76号の決定について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。
連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

< 協議会 >

1. 協議事項

12月総会にて研修生と語る会について

2. その他

※ 12月の定例総会の時間について

12月22日（金）14：00～
市民交流センター大会議室（3F）

それでは、正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和5年11月24日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 泉 義昭
署名委員 日高 千夏
作成者 池 秀平